

○鏡川清流保全条例
(平成元年10月1日条例第37号)
改正
平成4年4月1日条例第12号
平成6年10月1日条例第43号
平成11年4月1日条例第15号
平成13年7月1日条例第24号

目次

第1章 総則(第1条―第6条)
第2章 鏡川清流保全基本計画(第7条)
第3章 清流及び自然環境の保全並びに景観の形成
第1節 清流の保全(第8条―第14条)
第2節 自然環境の保全及び景観の形成(第15条―第17条)
第3節 勧告及び命令等(第18条―第23条)
第4章 鏡川清流保全推進組織(第24条・第25条)
第5章 鏡川清流保全審議会(第26条)
第6章 補則及び罰則(第27条―第33条)
附則

前文

鏡川は、流域の豊かな自然環境を形成するとともに、幾多の文化と歴史をはぐくみ、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。また、鏡川は市民にとって重要な飲料水源であり、かつ、アユをはじめとする多くの水生生物の生息の場でもあり、いわば生命の源である。すでにわれわれは、高知市民憲章として鏡川を清潔なまちのシンボルに掲げ、その清流を市民のふれあいや憩いの場として親しんできた。市民は、都市化の進展や時代の移り変わりによつてかけりを生じつつある鏡川の清流と詩情豊かな水辺空間の回復を強く望んでいる。この市民の心のふるさつである鏡川の清流を保全し、次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。ここにわれわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を確保していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画(以下「環境管理基本計画」という。)と相まつて、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 鏡川 鏡川本川及び各支川並びにこれに接続する公共溝渠(こうきよ)、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

(2) 浄化装置 鏡川に排出される排出水の浄化に有効な装置で、規則で定めるものをいう。

(3) 家庭排水 市民の日常生活により、厨房(ちゆうぼう)・浴室等から排出されるすべての排出水をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民が鏡川の良好な水辺空間と自然環境を享受できるよう、鏡川の清流保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によつて、鏡川の清流と自然環境を損なわないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるための最大限の努力をするとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、鏡川の浄化を図るため、自ら積極的に努力するとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(啓発活動)

第6条 市長は、鏡川の清流保全のための知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

第2章 鏡川清流保全基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、鏡川の清流を保全するため、鏡川清流保全基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。ただし、河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川区域内については、河川管理者の策定する環境管理基本計画によるものとする。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 清流の保全に関する事項

(2) 自然環境の保全に関する事項

(3) 景観の形成に関する事項

(4) 前3号に定めるもののほか、鏡川の清流保全に関し必要な事項

3 市長は、基本計画の決定又は変更にあつては、あらかじめ河川管理者と協議するとともに、鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画の決定又は変更があつたときは、これを公表しなければならない。

第3章 清流及び自然環境の保全並びに景観の形成

第1節 清流の保全

(水質管理区域)

第8条 市長は、鏡川の水質を保全するため、水質管理区域を指定することができる。

2 市長は、前項の区域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、区域の変更又は解除について準用する。

(水質管理基準)

第9条 水質管理区域における鏡川の水質管理基準は、規則で定める。

(工場等の排水基準)

第10条 市長は、水質管理区域内における、別に規則で定める工場・事業場(以下「工場等」という。)について、当該工場等から排出される排出水の水質を規制するため排水基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による排水基準を定めようとするときは、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、排水基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、排水基準の変更又は廃止について準用する。

(工場等の設置の届出及び遵守義務)

第11条 水質管理区域において工場等を設置し、鏡川に排出水を排出しようとする者は、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 業種及び営業内容

(4) 敷地及び建物並びに施設の状況

(5) 汚水発生が予想される施設の構造、使用方法及び配置

(6) 汚水処理の施設及びその方法

(7) 一般及び産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法

(8) その他規則で定める事項

2 前項の規定により設置した工場等から排出水を排出する者及びこの条例の施行の際に、水質管理区域において現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、排水基準を超える排出水を鏡川に排出してはならない。

(工場等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際に、現に工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が、設置について届出した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(家庭排水)

第13条 市民は、水質管理区域において家庭排水を鏡川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。

(助成措置)

第14条 市長は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導及び助成を行うものとする。

第2節 自然環境の保全及び景観の形成

(自然環境保全区域及び景観形成区域)

第15条 市長は、鏡川の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全区域を指定することができる。

2 市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。

3 市長は、前2項の区域の指定をしようとするときは、河川法に規定する河川区域を除外するとともに、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、自然環境保全区域を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全区域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 市長は、自然環境保全区域又は景観形成区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

8 第3項及び前項の規定は、自然環境保全区域の変更又は解除について、第3項から前項までの規定は、自然環境保全区域の拡張について、それぞれ準用する。

9 第3項及び第7項の規定は、景観形成区域の変更又は解除について準用する。

(行為の届出)

第16条 自然環境保全区域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、増改築し、又は移転すること。
- (2) 宅地の造成・土地の開かん・土砂の採取その他土地の形質に変更を加えること。
- (3) 木竹の伐採
- (4) 動植物の保護に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項に規定する行為は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 汚水・泥水その他の原因により鏡川の水質を汚濁しないよう、排水処理対策が講じられていること。
- (2) 動植物などの生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがないよう、対策が講じられていること。
- (3) 鏡川的美観風致又は良好な環境を破壊しないよう、対策が講じられていること。

3 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 通常の管理行為
- (4) 河川法その他の法令の規定に基づく行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるもの

(行為の変更の届出)

第17条 前条第1項の規定による届出をした者が、届出をした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3節 勧告及び命令等

(実施の制限)

第18条 第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して60日を経過した後でなければ同項第4号から第6号までに定める当該届出に係る工事をしてはならない。

[第11条第1項]

2 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

[第16条第1項]

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

(計画変更勧告)

第19条 市長は、第11条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工場等から排出される排水が、排出基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、排水基準に適合するために必要な措置を採るよう計画の変更を勧告することができる。

[第11条第1項]

(改善勧告)

第20条 市長は、第10条第1項に規定する排水基準を超えて排水を排出していると認めるとき又は継続して排水基準を超える排水を排出するおそれがあると認めるときは、当該排水を排出する者に対し、期限を定めて排水等の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

[第10条第1項]

(改善及び停止命令)

第21条 市長は、前2条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水基準に違反して排水を排出しているときは、期限を定めてその勧告に係る措置を採るべきことを命じ、又は排水の排出の一時停止を命ずることができる。

(変更又は改善の指導)

第22条 市長は、第16条第1項に規定する届出が同条第2項の条件を満たさない場合又は満たさないおそれがあると認めるときは、当該行為の届出をした者に対し、当該計画の変更又は改善の指導をすることができる。

[第16条第1項]

(変更又は中止の勧告)

第23条 市長は、第16条第1項に規定する行為を同条第2項の条件に違反して行つた者に対し、当該行為の変更又は中止若しくは必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

[第16条第1項]

第4章 鏡川清流保全推進組織

(鏡川清流保全推進本部の設置)

第24条 本市に、鏡川の清流保全対策を推進するため、鏡川清流保全推進本部を置く。

(鏡川清流保全推進会議の設置)

第25条 市長は、鏡川清流保全に関する意見や情報交換等を行うため、鏡川流域の関係行政機関と協議し、鏡川清流保全推進会議を設置することができる。

第5章 鏡川清流保全審議会

(鏡川清流保全審議会)

第26条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 補則及び罰則

(立入調査)

第27条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、本市職員に他人の所有又は占有する土地・工場等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 何人も正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(地位の承継)

第28条 第11条第1項の規定による届出をした者から当該工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

[第11条第1項]

2 第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る工場等又は行為を承継させるものに限る。)があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該行為を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

[第11条第1項] [第16条第1項]

3 前2項の規定により、第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

[第11条第1項] [第16条第1項]

(罰則)

第29条 第21条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

[第21条]

第30条 第11条第1項若しくは第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

[第11条第1項] [第16条第1項]

第31条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者

[第18条第1項] [第2項]

(2) 第27条第3項の規定に違反した者

[第27条第3項]

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第26条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に、水質管理区域において、現に工場等を設置し、鏡川に排水を排出している者は、第11条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第21条の規定は、水質管理区域において、この条例の施行の際に、現に工場等を設置している者については、施行日から5年間は適用しない。

4 この条例の施行後において、水質管理区域内の工場・事業場が法令等の改正により第10条第1項に規定する工場等になつた場合については、当該工場等となつた日から5年間は第21条の規定を適用しないものとする。

附則(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成11年4月1日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第26条第3項の改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に鏡川清流保全審議会の委員(以下「委員」という。)である者(この条例による改正前の鏡川清流保全条例第26条第5項第2号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第3号に該当して委員に任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の鏡川清流保全条例第26条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附則(平成13年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。